

かけはし

WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成28年2月15日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

今年も区民みんなが健康で穏やかに… 相地区新春ふれあい喫茶



▲ずいずいずっころばしの歌に合わせて、頭の後ろをトントン♪（=1月17日、相地公会堂）

▶お茶とお菓子を囲んでおしゃべりの後はビンゴゲームとチーム対抗じゃんけん大会



1月17日、相地区では年末年始地域ふれあい事業「新春ふれあい喫茶」が開催され、1歳から93歳までの区民41人が参加しました。

世話人（福祉連絡会メンバー）のリードで「あか家あお家あいうえお 柿の木書くからかきくけこ」と口の体操をする元気な声が響く相地公会堂。歌いながら頭や額をトントン叩いたり、耳を引っ張ったり、肩の上げ下げをしたりする歌体操で、参加者は冷えた体をほぐしました。

「皆が寄るのはええことやなあ」と93歳の中尾百合子さん。他の参加者からは「久々にゆったりと過ごせました」の声も聞かれました。

区長の西村豊さんは「ふれあい喫茶は福祉委員さんや民生委員さんの努力もあり、新春の行事として定着してきました。今年も区民の皆さんが健康で、災害に遭わず穏やかに過ごせるよう祈ります」と話していました。

あなたのごくらしのあんしんのために

福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを利用したいが、誰に相談したらいいかわからない。お金のやりとりや預金の出し入れに自信がない。書類の整理や手続きができないなど、判断能力に不安のある高齢者や障がい者の方などが、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをする「福祉サービス利用援助事業」。全国の市町村社会福祉協議会が実施しています。（全国的には、この制度を「日常生活自立支援事業」と呼んでいます）



Aさんに、生活をする上での困りごとを尋ねる担当職員。話し合いの中で今後の支援の方向性を決めていきます

お金の管理に不安のあるAさんと、このサービスを利用していたBさんにご協力をいただき、「契約」と「解約」の事例を紹介します。

在宅で暮らし続けることを望むAさん

■金銭管理への不安

数年前に妻を亡くし、以後ひとり暮らしをしているAさん（80代）について、地域包括支援センターの職員から「Aさんは認知症があり、書類の手続きが出来にくく、また公共料金の滞納もあり、自分でお金を管理することを不安に思っている」と相談がありました。

相談を受けて、さっそく関係者でAさん宅を訪問しまし

た。Aさんは、書類の整理や手続きが自分ひとりでは出来ないことや、年金が入ったらすぐ引き出して使ってしまうことが分かりました。本人も金銭管理に不安を感じていたため、サービスの利用を勧めました。

■お金の使い方を一緒に

訪問を重ね、サービスの利用意思を確認できたため、希望するお手伝いの内容を一緒に決めていくことにしました。「お金を使いすぎでしよう。お金のことで、頭の中がごちゃごちゃする」と、とても困った表情で話すAさん。在宅で安心して暮らしてけるよう、お金の使い方を一緒に考えていくことにしました。この後、本事業専門相談員が利用契約書と支援契約書を作成し、契約を結ぶこととなります。これからもAさんが、在宅で安心して生活できるように関係者が連携して支えていきます。

自分で金銭管理をする決めたBさん

■自分で管理したい！

2年前からこのサービスを利用していた障害者就労施設に通うBさん（40代）。昨年の夏に「自分で金銭管理してみたい」と電話がありました。

その後、担当者と一緒に自立に向けた話し合いをしてきました。Bさんは「2年間サービスを利用して金銭管理の方法が少し分かってきました」と力強い表情で話していました。

■Bさんは今

数日後、解約の手続きを行い、通帳と印鑑を返しました。Bさんは順調に金銭管理を行っています。

また、このサービスで蓄えたお金で運転免許証を取得するため、自動車学校に通っているそうです。

この事業を通して、今後利用者も自立に向けて、また、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、お手伝いをしていきます。

養父市共同募金委員会

平成27年度 赤い羽根共同募金報告

赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございました。

平成27年度実績額

7,428,441円 (前年実績額 7,523,750円)



兵庫県共同募金会マスコット
あかはねちゃん

赤い羽根共同募金運動に、多くのあたたかいご協力をいただき、本当にありがとうございました。

集まった募金は兵庫県共同募金会に送金し、配分委員会の審議を経て、来年度、県内の福祉施設や福祉団体へ配分されます。

養父市社会福祉協議会への配分金は、市内の地域福祉活動やボランティアグループへの活動支援、在宅サービス事業などに幅広く活用されています。

▶「福祉防災マップ」を更新する福祉委員会などにも活用しています



【内訳】 (単位：円)

募金種別	金額	前年度比較
戸別募金	5,358,331円 7,516戸	△177,860円 △172戸
街頭募金	211,753円 28回	66,512円 20回
法人募金	1,492,500円 406件	11,500円 8件
職域募金	208,526円 28件	8,997円 △15件
学校募金	102,129円 11校	△6,692円 0校
イベント募金	47,202円 3回	△5,766円 1回
その他の募金	8,000円 2件	8,000円 2件
計	7,428,441円	△95,309円

人と話すのが
好きな人

短時間から 長時間でもOK 登録ヘルパー 急募

自分のペースで
無理なく働きたい

【勤務地】養父市内
●大屋エリア
●関宮エリア
●八鹿・養父エリア

まずはお気軽に
電話下さい!

必要な資格 ヘルパー2級以上

賃金 1時間 **1,520円** (身体介護)
1時間 **1,060円** (生活介護)

*自家用車使用料 1kmあたり30円

【お問い合わせ】 養父市社会福祉協議会 訪問介護事業所
養父市八鹿町下網場320

電話 **079-662-0666**



集まれ！支部社協

八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL：662-0160 FAX：662-0161

お茶をのみつつ「初めのこと」「挑戦」 岩崎区おしゃべり会

1月8日、岩崎区公民館で「おしゃべり会（お茶のみ会）」が開催されました。

この会は、平成24年に当時同区で民生委員・児童委員をしていた上谷葉子さんが、自宅を開放して民生・児童協力委員の長谷川さき子さんと一緒にひとり暮らし高齢者の交流会を始めたことがきっかけで、昨年9月からは区民の誰もが参加できるよう、会場を公民館に移して、毎月第2金曜日の午後行っています。

参加者の「したことのない事をするのもええんじやないかなあ」の声で、普段したことのない事に挑戦したりお茶を飲んだりして交流を深めています。

この日は13人が参加し、ちぎり絵作りにチャレンジ。和紙をちぎって台紙に貼り「和」の字を作りました。「ただちぎって貼るだけ



▲真剣な表情で取り組む参加者（=1月8日、岩崎区公民館）

は、字がぼやけるからあかんなあ」「筆をスツとはらう様な感じが出るように」と声をかけあいながら作品づくりを楽しんでいました。今回講師を務めた上島満寿子さんは「上手にできなくても楽しんでもらえたら嬉しいですね」「誰もが楽しんでもらえる会になるように！と声かけをしています。最近『楽しみにしている』との声もあるんですよ」と上谷さんは話していました。

養父支部

養父市広谷251-1 TEL：664-1142 FAX：664-2181

左近山区 「三世代交流そば打ち大会」 みんなでつくって食べたなら美味しいね！

左近山区の「三世代交流そば打ち大会」が1月31日、左近山集落定住促進施設で開催され、幼児から高齢者まで約60人が参加しました。

これは、外出の機会が減る冬期間に区民が集う機会を作ろうと、区の役員、子ども会、福祉連絡会、消防団OBを中心に結成する「友遊会」などが協力して、毎年取り組んでいる事業です。

この日は、友遊会の有志が同区の休耕田を活用して収穫した地元産のそば粉を使い、同会指導のもと、そば粉



▶地域の方に教わりながら、そば打ちを体験する子どもたち



▲毎年たくさんの区民が参加し大盛況です（=1月31日、左近山集落定住促進施設）

を練って団子を作ったり、生地を麺棒でのばしたりして、三世代が声をかけあいながらふれあっていました。

鷹野晃輝さん（養父中1年）は「今年で6回目の参加です。今回は麺の太さを均等に切ることができました」と満足そうな表情でした。

区長の鷹野悟さんは「事前の打ち合わせや後片付けなど、各団体の協力のおかげで、今年も区民のよい交流ができました」と話していました。

information

大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093

「毎月1回の習字クラブは大人気、手と頭を使い文字を書く習字は、脳の活性化に繋がります」
「デイサービスセンター」は「ふれあい」では、機能訓練の一環として習字・絵手紙・手芸・カラオケなどのクラブ活動やレクリエーションを通して、自身の今ある力を発揮できるように心掛けており、利用者は好きな活動に参加しています。

1月16日は、新春の書き初めを実施。ボランティア講師の内田龍泉さん（畑ケ中）と中島朝美さん（坂本）の指導のもと、利用者は「申の年」「平和」「美しい空」と手本を見ながら書いていきます。「習字は苦手」「筆は久しぶりで緊張する」と言っていた利用者も、いざ半紙を前にすると真剣な眼差しで、納得いくまで一生懸命書き直す姿が見られました。中尾まさゑさんは「手が痺れているので上手ではないが、習字は好きなので毎回楽しみにしています」と笑顔で話していました。



デイサービスセンターで書き初め
今年も良い年になりますように

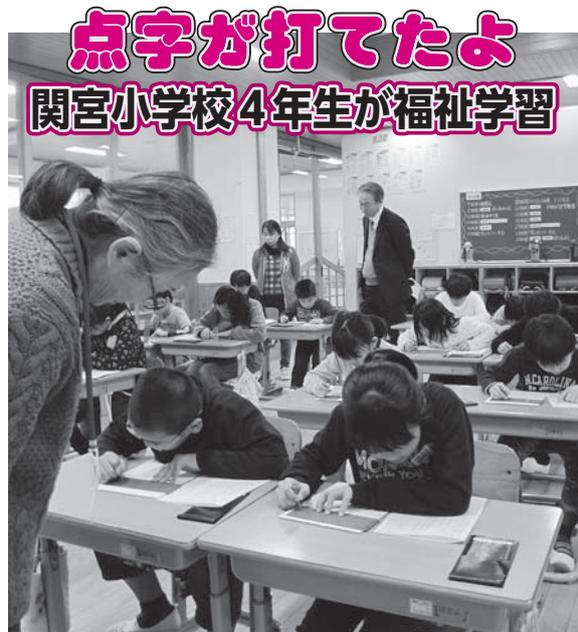


素敵な表情で出来上がった作品を披露する利用者（1月16日、デイサービスセンター「ふれあい」）

関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351

関宮小学校4年生25人は、社協等と連携し1年を通して福祉学習に取り組んでおり、1月19日には、視覚障がい者が手で触れて読む「点字」を学習しました。この日は、「点訳ボランティアあかり」のメンバー2人と社協職員が指導にあたりました。児童は洗濯機やボンドなど身近なものに点字が使われていたと発表し、職員が目の不自由な人が使う白杖や点字器などを紹介しました。



点字が打てたよ 関宮小学校4年生が福祉学習

その後、点字器を使って「あいいうえお」や「かきくけこ」の文字を打ったり読んだりし、最後は自分の名前も打ちました。打った点字を裏面から指で触り「できた」と歓声を上げていました。井崎光咲さんは「目の不自由な人は、点字を使って文字を読んでいることを知りました。一つひとつの点を丁寧に打つと、目の見えない人が読みやすいんだとわかりました」と感想を話していました。

▲点字を習う児童たち。ボランティアに教えてもらいながら点筆を使い、丁寧に点字を打ちました（=1月19日、関宮小学校）



秋山 佐枝子さん
(中)

「こんにちは」配食ボランティアとしてお弁当を届けると「ありがと。今日は家の中におったら寒いわ」「ちいっと足が痛いけどぼちぼちしとります」と声をかけてくれます。皆さんのやさしい笑顔やお元気な姿を見ると私もほっとします。

区のふれあい喫茶では老若男女の方々が集合し、いろいろな話に花が咲き賑やかです。人生経験豊かな皆さんの言動には、相手への思いやりや、お心遣いを感じます。

誰も一人で生きていくのは寂しいです。無縁社会から支え合いの社会になるよう人とのふれあいを大切にしたいです。

今月の かけはしさん

善意銀行だより

平成27年12月16日〜平成28年1月15日(敬称略)

預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄付金の預託をされた方は寄付金控除を受けられる場合があります

▼香典返し	伊佐	高木 直樹	30,000円
	小山	石田知雅雄	50,000円
	奥米地	清水 均	50,000円
	建屋	水垣恵美子	20,000円
	左近山	堀川 雅由	30,000円
	宮垣	羽瀧 司	70,000円
	大杉	中庭 英彦	30,000円
	大久保	藤原 孝市	50,000円
	三宅	長島 秀美	30,000円
	草出	滝野 和喜	50,000円
	和多田	藤林 綾子	30,000円
	吉井	世登 寛	30,000円
	丹戸	田淵喜久子	100,000円
▼善意の寄附	匿名	1,600円	
	匿名 343回	5,000円	
▼福祉用具借用のお礼	門野	船橋 栄	3,000円
	大杉	正垣 綾子	30,000円
▼歳末たすけあい指定預託	とが山学園手芸クラブ一同	10,000円	
	但馬地域兵庫県職員一同	32,000円	
▼物品の寄附	朝倉 マフラー	中島 光子	
	伊佐市住 はがき	植木 靖昌	
	稲津 大根	岡本 岩男	
	長野 半紙、墨汁	進元 勝子	
	養父市場 タオル	伊藤恵美子	
	中間 チンゲン菜	上垣 巖	

あなたの特技をいかしませんか!!

地域の交流会では、踊りや楽器演奏などの特技をいかしたボランティア講師が活躍中です。活動をお考えの方は下記までご連絡ください。

ボランティア 募集中

【問い合わせ先】
八鹿支部：662-0160
養父支部：664-1142
大屋支部：669-1598
関宮支部：667-3248

◆寄附金 **65万3,051円**
ありがとうございました。

- 和 田 松田ことゑ
- 紙おむつ
- 養父市商工会女性部
- タオル、シーツ
- 匿名 7人
- 作業衣、園芸用品、フェイスタオル、タオルシーツ、水菜、白菜、大根、丸大根、ねぎ、うちわ、紙おむつ、ウェットティッシュ、とろみ調整食品、長ねぎ

★前回の答えは
『独楽回し』でした

濱田 克明さん(仲町)
井上 隆夫さん(坂本)
内田 正人さん(上八木)
藤原 明衣さん(建屋)
上垣 禮子さん(宮垣)

以上5名の方が当選されました。
おめでとうございます。

図書カードが当たる！
パズルゲーム

□にあてはまる漢字4文字を考え、ことばを完成させましょう。
■ヒント 今年、2月16日(火)から3月15日(火)までの期間になっています

実 年 忠

■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」を「ご覧になった」意見・ご感想をお書き添えの上、「応募ください」。

正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■必 切 平成28年2月29日必着

■応募先 〒667-0022
養父市八鹿町下網場320
「福祉の社」内
養父市社会福祉協議会
FAX 662-0161

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 2月26日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 3月4日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 3月11日(金) 社協養父支部
- ◆ 3月18日(金) 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談

13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成28年3月16日(水)
- 場 所 社協養父支部
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

くらしの法律相談

8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さん!



第90回「障害者差別解消法」のはなし

Q 先日新聞で、今年の4月1日から障害者差別解消法が施行されるという記事を目にしました。

私は、差別などしないように心がけていますが、詳しいことが分からないので悪気無く差別に当たるようなことをしてしまうかもしれません。

そこで今回の法律では、どのようなことを「差別」として、また誰の行為を対象としているのか教えてください。

A 今年の4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」つまり障害者差別解消法が施行されます。

この法律で「差別」とは、「不当な差別的取扱いをすること」と「必要かつ合理的な配慮を行わないこと」と定めています。

そして「不当な差別的取扱い」とは、障がいがあることを理由に障がいのない人と比較して不当な対応をし、これにより障がいのある人の権利や利益を侵害することをいう、と考えられています。たとえば、障がいがあることを理由に入店を拒否したり、アパートの契約を拒否したりすることがこれに該当します。



松井 ゆい な 結菜ちゃん 3歳4カ月
そう ま 颯真ちゃん 4カ月
(関宮・姉弟)

うちげえの

宝

お母さんの真美さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

結菜は人と人を結びつける、幸せで優しい子に育ちますようにと。颯真は、明るくさわやかでまっすぐな子に育ちますようにと名付けました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

結菜はお買い物ごっこやままごとが大好きです。弟のお世話にも興味を持って、よくお手伝いをしてくれます。

◆ご両親から一言メッセージ

これからも姉弟仲良く、幸せ笑顔いっぱい見せてね。

結婚をしたい
いい人を見つけたい
そんな方へ…

ハートやぶ 会員登録 随時受付中!
詳しくは社協総務課へ 電話662-0160

また「必要かつ合理的な配慮をしないこと」とは、障がいのある人が生きづらいと感じ改善して欲しいと意思を表しているのに、その改善にかかる負担が過重でないにもかかわらず、改善のための対応をしないこと、と考えられています。

この場合、改善するための方法が過重な負担を要するようであれば、そうではない別の方法で改善を図ることになります。

たとえば、車いすの方が2階の店に入ろうとしても階段のため入れないという場合、エレベーターを設置することは過重な負担となりますが、人の手を借りて上げてもらうなど、別の方法で対応することが求められる、というものです。

このような対応は、市町などの行政機関に加え、民間の事業者に対しても求めることができるとされています。この事業者とは、営利かどうか、法人か個人かを問わず、商業等の事業を反復継続して行う全ての者が該当するとされています。そこで、事業者には当たらない個人については、差別解消法の対象とはなりません。

ただし、障害者基本法において、何人も障がい者に対して障がいを理由に差別してはならないと規定しており、個人でも差別してはならないのは言うまでもありません。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

